

三 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ
分の四十五に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百五十五に相当する税
額のたばこ税

(延滞税)

第十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定によりたばこ特別税
及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別
税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じ
て計算した金額の千分の百三十四に相当する金額及び千分の八百六十六に相当す
る金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額
及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定
の適用については、同項中「千分の百三十四」とあるのは「千分の六十七」と、
「千分の八百六十六」とあるのは「千分の九百三十三」とする。

3 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る
第一項の規定の適用については、同項中「千分の百三十四」とあるのは「千分の
四十五」と、「千分の八百六十六」とあるのは「千分の九百五十五」とする。

4 省 略

(還付及び充当)

第十六条 省 略

2 省 略

3 第一項の規定による還付があったときは、その還付に係る金額の千分の百三十
四に相当するたばこ特別税の過誤納金及び千分の八百六十六に相当するたばこ税
の過誤納金の還付があったものとし、前項の規定による充当があったときは、そ
の充当に係る金額の千分の百三十四に相当する未納のたばこ特別税及び千分の八
百六十六に相当する未納のたばこ税に対する充当があったものとする。

4 省 略

(還付加算金)

第十七条 国税通則法の規定により還付加算金を、第十一条第一項及びたばこ税法
第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特
別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る

三 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ
分の六十七に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百三十三に相当する税
額のたばこ税

(延滞税)

第十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定によりたばこ特別税
及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別
税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じ
て計算した金額の千分の百八十八に相当する金額及び千分の八百十二に相当する
金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及
びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定
の適用については、同項中「千分の百八十八」とあるのは「千分の九十四」と、
「千分の八百十二」とあるのは「千分の九百六」とする。

3 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る
第一項の規定の適用については、同項中「千分の百八十八」とあるのは「千分の
六十七」と、「千分の八百十二」とあるのは「千分の九百三十三」とする。

4 同 上

(還付及び充当)

第十六条 同 上

2 同 上

3 第一項の規定による還付があったときは、その還付に係る金額の千分の百八十
八に相当するたばこ特別税の過誤納金及び千分の八百十二に相当するたばこ税の
過誤納金の還付があったものとし、前項の規定による充当があったときは、その
充当に係る金額の千分の百八十八に相当する未納のたばこ特別税及び千分の八百
十二に相当する未納のたばこ税に対する充当があったものとする。

4 同 上

(還付加算金)

第十七条 国税通則法の規定により還付加算金を、第十一条第一項及びたばこ税法
第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特
別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る

金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の百三十四に相当する金額及び千分の八百六十六に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2・3 省 略

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 省 略

2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十二条 第十九条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の百八十八に相当する金額及び千分の八百十二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2・3 同 上

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 同 上

2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十二条 第十九条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定、同法第二百三十八条の改正規定、同法第二百三十九条の改正規定、同法第二百四十条の改正規定、同法第二百四十一条及び第二百四十二条の改正規定、同法第二百四十三条を削る改正規定、同法第二百四十四条の改正規定並びに同条を同法第二百四十三条とする改正規定

ロ 第二条中法人税法の目次の改正規定（「第六十四条」を「第六十三条」に改める部分に限る。）、同法第五十九条第一項の改正規定（「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に、「五年」を「十年」に、「五百万円」を「一千万円」に改める部分に限る。）、同法第二項の改正規定、同法第六十条の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、同法第六十三条を削る改正規定、同法第六十四条第一項の改正規定及び同条を同法第六十三条とする改正規定

ハ 第三条中相続税法の目次の改正規定、同法第六十八条の改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十条の改正規定及び同法第七十二条を削る改正規定

ニ 第四条の規定（地価税法第三十二条第四項の改正規定を除く。）

ホ 第五条中消費税法の目次の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定、同法第六十四条の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十七条から第六十九条までを削る改正規定、同法第七十条第一項の改正規定及び同条を同法第六十七条とする改正規定

ヘ 第六条の規定

ト 第七条中たばこ税法の目次の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第三十条を削る改正規定、同法第三十一条第一項の改正規定及び同条を同法第三十条とする改正規定

チ 第八条の規定

リ 第九条の規定（地方揮発油税法第十三条第一項の改正規定を除く。）

ヌ 第十条の規定

- ル 第十一條の規定
- ヲ 第十二條の規定
- ワ 第十三條の規定
- カ 第十四條中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十二條の改正規定、同法第二十三條及び第二十四條を削る改正規定、同法第二十五條の改正規定、同条を同法第二十三條とする改正規定、同法第二十六條の改正規定、同条を同法第二十四條とする改正規定、同法第二十七條の改正規定並びに同条を同法第二十五條とする改正規定
- コ 第十五條の規定（国税通則法第二條第六号ハ(2)の改正規定、同法第六十五條第三項第二号ロの改正規定及び同法第七十一條第二項の改正規定を除く。）
- タ 第十六條の規定
- レ 第十七條の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二第一項の改正規定（「第九條の五の二第二項」を「第九條の六第二項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（「第九條の五の二第三項」を「第九條の六第三項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第九條の五の二第二項」を「第九條の六第二項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定（「第九條の五の二第四項」を「第九條の六第四項」に改める部分に限る。）、同条第八項の改正規定、同条第十三項の表第七十二條第一項第一号の項の改正規定、同条第十七項第一号の改正規定（「第三十四號の三」を「第三十四號の四」に改める部分に限る。）、同条第十九項第二号の改正規定（「第三十四號の三」を「第三十四號の四」に改める部分に限る。）、同条第二十一項第二号の改正規定（「第三十四號の三」を「第三十四號の四」に改める部分に限る。）、同条第二十三項第二号の改正規定（「第三十四號の三」を「第三十四號の四」に改める部分に限る。）、同条第二十五項第二号の改正規定（「第三十四號の三」を「第三十四號の四」に改める部分に限る。）、同条第二十六條の二第一項の改正規定及び同法第七條第一項の改正規定（「（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。以下この項において同じ。）」を削る部分に限る。）を除く。）
- ソ 第十八條中租税特別措置法の目次の改正規定（「第七十條の十二」を「第七十條の十三」に改める部分に限る。）、同法第五條の二第五項第四号の改正規定（「規定する条約」の下に「その他の我が国が締結した国際約束」を、「締結国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改

める部分に限る。）、同項第五号の改正規定、同法第九条の四の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第九条の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十一の三第八項の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項第二号中「規定する報告書」の下に「、第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加える部分並びに同項第五号及び第六号に係る部分を除く。）、同法第六十六条の四第十二項の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、同法第十九項の改正規定（同項を同条第十八項とする部分を除く。）、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の八十八第十一項の改正規定、同条第十九項の改正規定、同法第六十八条の八十八の二第一項の改正規定、同法第四十章第七十条の十二の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条の二の改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の二の改正規定、同法第九十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の二の改正規定及び同法第九十条の七の改正規定並びに附則第五十条、第七十二条及び第二百二十四条第七項から第九項までの規定

ツ 第十九条の規定

ネ 第二十条の規定

ナ 第二十一条の規定

リ 第二十二条の規定

ム 第二十三条の規定

ウ 第二十四条の規定

エ 第二十五条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る

特別措置に関する法律第二十一条の改正規定及び同法第二十二条の改正規定

第十八条中租税特別措置法第十三条第五項第三号の改正規定、同法第四十六条

の二第三項第三号の改正規定及び同法第六十八条の三十一第三項第三号の改正規

定並びに附則第五十七条第四項、第七十九条第四項及び第一百二十二条第四項の規定

平成二十二年七月一日

三 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日

イ 第一条中所得税法第二十四条第一項の改正規定（「（平成七年法律第百五号）」を削る部分を除く。）、「同法第二十五条第一項の改正規定、同法第五十二条第一項の改正規定、同法第五十七条の四第一項の改正規定及び同法第百五十七條第四項の改正規定並びに附則第三条及び第六条の規定

ロ 第二条の規定（法人税法の目次の改正規定（「第百六十四条」を「第百六十三條」に改める部分に限る。）、「同法第十二条第十二号の七の五を同条第十二号の七の七とし、同条第十二号の七の四の次に二号を加える改正規定、同条第十二号の八の改正規定（「発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）」を「発行済株式等」に改める部分に限る。）、「同法第四条の三第一項の改正規定（「六月」を「三月」に改める部分に限る。）、「同法第六項の改正規定、同法第八項の改正規定、同法第二十三条の改正規定（同条第一項中「金額（」の下に「第一号に掲げる金額にあつては、」を加え、「第一号に掲げるもの」を「もの及び適格現物分配に係るもの」に改める部分、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える部分及び同条第八項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改める部分を除く。）、「同法第三十五条の改正規定、同法第六十一条の四第一項の改正規定（「規定する有価証券の空売り」の下に「（次項において「有価証券の空売り」という。）」を、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分及び「除く」の下に「。次項において同じ」を、「相当する金額」の下に「（次項において「みなし決済損益額」という。）」を加える部分を除く。）、「同法第六十六条の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（同条第一号に係る部分、同項第五号を同項第六号とする部分及び同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）、「同法第八十一条の四第一項の改正規定（「第三項」を「第四項」に改める部分を除く。）、「同条第五項の改正規定（「連結法人株式等」を「完全子法人株式等」に改める部分に限る。）、「同条第四項の改正規定（同項を同条第五項とする部分を除く。）、「同条第三項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。）、「同法第八十一条の九第一項ただし書の改正規定、同条第二項各号の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第六項の改正規定（同項を同条第七項とする部分を除く。）、「同条第五項の改正規定（同項を同条第六項とする部分を除く。）、「同法第八十一条の九の二第一項の改正規定、同条第二

項の改正規定（「である連結親法人が」を「である連結親法人又は連結子法人と他の法人との間で」に改める部分及び同項第一号に係る部分に限る。）、「同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第八十一条の十二の改正規定、同法第八十一条の十三第二項第四号の改正規定、同法第三百三十八条第九号の改正規定、同法第四百三十三条の改正規定、同法第五百九十九条第一項の改正規定（「第六百六十四条第一項」を「第六百六十三条第一項」に、「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改める部分に限る。）、「同条第二項の改正規定、同法第六百六十条の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、「同法第六百六十一条の改正規定、同法第六百六十二条の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、「同法第六百六十三条を削る改正規定、同法第六百六十四条第一項の改正規定及び同条を同法第六百六十三条とする改正規定（附則第十条及び第十二条において「組織再編成等以外の改正規定」という。）を除く。）並びに附則第十条第二項、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十三条まで、第二十四条第二項、第二十五条、第二十六条第十項及び第十三項、第二十七条、第三百三十三條、第三百三十四條、第四百二十二條（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八條第一項の改正規定に限る。）並びに第四百四十五条の規定

ハ 第三条中相続税法第六十四条第四項の改正規定及び附則第三十三條の規定

ニ 第四条中地価税法第三十二条第四項の改正規定及び附則第三十四條の規定

ホ 第五条中消費税法第三十九条第一項の改正規定及び同法第四十五条第四項の改正規定

ヘ 第七条中たばこ税法第十一条の改正規定及び同法附則第二条の改正規定並びに附則第三十六条から第三十九条までの規定

ト 第十五条中国税通則法第二条第六号ハ(2)の改正規定、同法第六十五条第三項第二号ロの改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定並びに附則第四十一条の規定

チ 第十七条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項の改正規定（「（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。以下この項において同じ。）」を削る部分に限る。）及び附則第四十二条の規定

リ 第十八条中租税特別措置法第二条第二項の改正規定（同項第十号の七に係る

部分を除く。）、同法第三条の三五項の改正規定、同法第六条第三項の改正規定（「、第八十一条の十四第四項及び第百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改める部分に限る。）、同法第八条の三五項の改正規定、同法第九条の二第四項の改正規定、同法第三十七条の十第三項第二号の改正規定、同法第三十七条の十四の二第五項第三号の改正規定、同法第四十一条の九第四項の改正規定、同法第四十一条の十二第四項の改正規定、同法第四十二条の四第十六項の改正規定、同法第四十七条第四項の改正規定（「第六十八條の三十四第三項」を「第六十八條の三十四第一項」に、「同条第三項」を「同条第一項」に改める部分及び同項を同条第二項とする部分を除く。）、同法第四十七條の二第二項及び第四十八條第二項の改正規定、同法第五十二條の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第五十二條の三の改正規定、同法第五十五条の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分、同項の表の第三号及び第四号に係る部分、同条第二項第一号に係る部分並びに同条第九項中「百分の百」を「百分の九十」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の五の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の六の改正規定、同法第五十五条の七の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条の五の改正規定、同法第五十七条の六の改正規定、同法第五十七条の八の改正規定、同法第五十七条の九の改正規定、同法第五十七条の十第一項の改正規定（「除く」の下に「。次項において同じ」を、「残額」の下に「。次項において同じ。」を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第五十八條の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十一条の第三項の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定（「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分及び「第四十二条の十一第五項」を削る部分を除く。）、同法第六十二条の三の改正規定（同条第一項中「第四十二条の十一第五項」を削る部分、同条第八項中「第四十二条の十一第五項」を削る部分及び同条第十一項に係る部分を除く。）、同法第六十三条第一項の改正規定（「、第四十二条の十一第五項」を削る部分を除く。）、同法第六十四条の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定、同法第六十

五条の改正規定、同法第六十五条の第三項第四号の改正規定、同法第六十五条の四第三項第四号の改正規定、同法第六十五条の五の二の改正規定、同法第六十五条の七の改正規定、同法第六十五条の八の改正規定、同法第六十五条の十の改正規定、同法第六十五条の十一の改正規定、同法第六十五条の十二の改正規定、同法第六十五条の十三の改正規定、同法第六十五条の十四の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十六条の二の改正規定、同法第六十六条の四の改正規定（同条第七項中「帳簿書類」を「書類として財務省令で定めるもの」に改め、「をいう」の下に「次項において同じ」を加え、「次項、第九項及び第十二項第二号において同じ。」を削る部分、同条第九項中「帳簿書類又は」を「財務省令で定めるもの又は」に改める部分、同条第十二項中「十万円」を「三十万円」に改める部分及び同条第十九項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の五の改正規定、同法第六十六条の八第二項の改正規定（「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「第六十八条の九十二第五項」を「第六十八条の九十二第六項」に改める部分、「第三項の」を「第四項の」に改める部分及び「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改め、同項を同条第七項とする部分を除く。）、同条第七項の次に六項を加える改正規定（第十項に係る部分に限る。）、同条第五項の改正規定（「有する特定外国子会社等」を「有する外国法人」に改める部分、「第三項」を「第四項」に改める部分、同条第三号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に改める部分及び同項を同条第六項とする部分を除く。）、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十六条の九の四第二項の改正規定（「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第六項の次に六項を加える改正規定（第九項に係る部分に限る。）、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十六条の十三第一項の改正規定（同項ただし書中「ただし、」の下に「清算中に終了する事業年度及び」を加える部分に限る。）、同法第六十七条の四の改正規定、同法第六十七条の六第一項の改正規定、同法第六十七条の十四第六項の改正規定、同法第六十七条の十五第七項の改正規定、同法第六十八条の二の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八条の三の改正規定、同法第六十八条の三の二第六項の改正規定

定、同法第六十八條の三の三第六項の改正規定、同法第六十八條の三の四を削る改正規定、同法第六十八條の三の五を同法第六十八條の三の四とする改正規定、同法第六十八條の九の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第九項に係る部分及び同条第十一項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の九の二の改正規定、同法第六十八條の十第九項の改正規定、同法第六十八條の十一第七項の改正規定、同法第六十八條の十二第九項の改正規定、同法第六十八條の十三第五項の改正規定、同法第六十八條の十四第七項の改正規定、同法第六十八條の三十四第四項の改正規定（「第四十七條第三項」を「第四十七條第一項」に、「同条第三項」を「同条第一項」に改める部分及び同項を同条第二項とする部分を除く。）、同法第六十八條の三十五第二項及び第六十八條の三十六第二項の改正規定、同法第六十八條の四十の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の四十一の改正規定、同法第六十八條の四十三の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分、同項の表の第三号及び第四号に係る部分並びに同条第八項中「百分の百」を「百分の九十」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の四十四の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の四十五の改正規定、同法第六十八條の四十六の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の四十八の改正規定、同法第六十八條の五十三の改正規定、同法第六十八條の五十四の改正規定、同法第六十八條の五十五の改正規定、同法第六十八條の五十六の改正規定、同法第六十八條の五十八の改正規定、同法第六十八條の五十八の二の改正規定、同法第六十八條の五十九の改正規定（同条第一項中「（各連結事業年度終了の時における）」を「（法人税法第二條第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時において）」に、「法人税法第二條第九号に規定する普通法人及び」を「もの及び同法第六十六條第六項第二号に掲げる法人に該当するもの並びに」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の六十一の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の六十四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の六十五の改正規定、同法第六十八條の六十八第九項の改正規定（「現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改める部分に限る。）、同条第十項の改正規定、同法第六十八條の七十の

項及び第八項から第十三項まで、第百十三條、第百十四條、第百十五條第一項及び第四項、第百十六條、第百十七條、第百十八條第一項、第百十九條第七項、第百二十條第五項、第百二十二條、第百二十三條、第百二十七條、第百三十五條から第百四十條まで並びに第百四十二條（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第五十八條第三項の改正規定に限る。）の規定

又 第二十五條の規定（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十一條の改正規定及び同法第二十二條の改正規定を除く。）

四 次に掲げる規定 平成二十三年一月一日

イ 第一條中所得税法第二條第一項の改正規定、同法第七十九條の改正規定、同法第八十三條の改正規定、同法第八十四條の改正規定、同法第八十五條の改正規定、同法第八十五條及び第百八十六條の改正規定、同法第百八十七條の改正規定、同法第百九十五條第二号ハの改正規定、同法第百九十四條第一項の改正規定、同法第百九十五條の改正規定、同法第二百三條の三第一号の改正規定、同法第二百三條の五第一項の改正規定、同法第二百二十四條の五第一項第三号の改正規定（「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第四号とする部分を除く。）、同法第二項第二号の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定並びに同法別表第四の改正規定並びに附則第五條、第七條第一項及び第三項、第八條並びに第九條第二項の規定

ロ 第十七條中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二第十七項第一号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同法第十九項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同法第二十一項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同法第二十三項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、及び同法第二十五項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）」

ハ 第十八條中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定、同法第二十八條の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の改正規定、同法第三十一條第三項第一号の改正規定、同法第三十七條の十第一項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一及び第三十七條の十一の二の改正規定、同法第三十七條の十四の二第六項の改正規定、同法第三十七條の十四の三第四項の改正規定、同法第四十一條第一項第四号の改正規定、同法第四十一

条の三の二第三項第三号の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十四第二項第一号の改正規定並びに同法第四十一条の十六（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第五十八条、第六十二条、第六十五条、第六十六条、第七十一条、第三百三十一条及び第三百三十二条の規定

五 第三条中相続税法第二十四条の改正規定及び附則第三十二条第一項の規定 平成二十三年四月一日

六 附則第六十四条第三項及び第四項の規定 平成二十三年十月一日

七 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第七十六条の改正規定、同法第七十七条第二項第一号の改正規定（「前条第三項第四号」を「前条第六項第四号」に改める部分に限る。）、「同法第九十条第二号ロの改正規定、同法第九十六条の改正規定及び同法第二百七条第一号の改正規定並びに附則第四条並びに第七条第二項及び第四項の規定

ロ 第十八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の七」を「第九条の八」に改める部分に限る。）、同法第四条の四第二項の改正規定、同法第二章第一節中第九条の七の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十の二第二項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十一条の十九の五第一項の改正規定及び同法第四十二条の三第一項の改正規定（同項第二号中「規定する報告書」の下に「第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加える部分並びに同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）並びに附則第五十二条、第六十一条並びに第六十四条第一項及び第二項の規定

ハ 第一条中所得税法第二百二十四条の五第一項第一号の改正規定、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とする改正規定、同項第三号の改正規定（「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第四号とする部分に限る。）、同項第二号の次に一号を加える改正規定及び同条第二項第一号の改正規定並びに附則第九条第一項の規定 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の施行の日

九 第十八条中租税特別措置法第十条の二の二第二項第二号の改正規定及び同法第四十二条の五第一項第二号の改正規定並びに附則第五十三条、第七十五条及び第一百零五条第一項の規定 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）の施行の日

十 第十八条中租税特別措置法第三十四条第二項第四号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十四号の改正規定、同法第六十五条の三第一項第四号の改正規定及び同法第六十五条の四第一項第二十四号の改正規定並びに附則第五十九条第二項、第八十七条第三項及び第一百八条第三項の規定 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第九条まで及び第四十九条において「新所得税法」という。）の規定は、平成二十二年分以後の所得税について適用し、平成二十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（株式交換等に係る譲渡所得等の特例に関する経過措置）

第三条 新所得税法第五十七条の四第一項の規定は、個人が平成二十二年十月一日以後に行う同項に規定する株式交換又は適格株式交換による同項に規定する旧株の譲渡又は贈与について適用し、個人が同日前に行った第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第九条まで及び第四十九条において「旧所得税法」という。）第五十七条の四第一項に規定する株式交換による同項に規定する旧株の譲渡については、なお従前の例による。

（生命保険料控除に関する経過措置）

第四条 新所得税法第七十六条の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（障害者控除、扶養控除等に関する経過措置）

第五条 新所得税法第七十九条、第八十四条及び第八十五条の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（同族会社等の行為又は計算の否認等に関する経過措置）

第六条 新所得税法第一百五十七条第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に同項に規定する合併等（同項に規定する現物分配のうち、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合について適用し、同日前に旧所

得税法第五十七條第四項に規定する合併等が行われた場合については、なお従前の例による。

〔給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置〕

第七條 新所得税法第四編第二章第一節の規定、新所得税法第九十條（第二号ハに係る部分に限る。）の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成二十三年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三條第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第八十三條第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第九十條（第二号ロに係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三條第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第八十三條第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

3 新所得税法第九十四條第一項並びに第九十五條第一項及び第三項の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する新所得税法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第九十五條第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用する。

4 新所得税法第九十六條第一項及び第二項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

〔公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置〕

第八條 新所得税法第二百三條の三の規定は、平成二十三年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三條の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三條の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百三條の五第一項の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

〔告知、支払調書及び支払通知書に関する経過措置〕

第九條 新所得税法第二百四條の五（第一項第一号及び第三号に係る部分に限る。）及びこれらの号に係る新所得税法第二百五條第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、新所得税法第二百四條の五第二項に規定する先物取引のうち同項第一号に掲げる商品先物取引、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティ

プ取引に係る同項に規定する差金等決済で附則第一条第八号に定める日以後に行われるものについて適用し、旧所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引のうち同項第一号に掲げる商品先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同日前に行われたものについては、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百二十四条の五(第一項第四号に係る部分に限る。)及び同号に係る新所得税法第二百二十五条第一項(第十三号に係る部分に限る。)の規定は、新所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引のうち同項第二号に掲げる市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に係る同項に規定する差金等決済で平成二十三年一月一日以後に行われるものについて適用し、旧所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引のうち同項第二号に掲げる市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に係る同項に規定する差金等決済で同日前に行われたものについては、なお従前の例による。

3 新所得税法第二百二十五条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払うべき同号に規定する報酬について適用し、施行日前に支払うべき旧所得税法第二百二十五条第一項第六号に規定する報酬については、なお従前の例による。

4 施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間における新所得税法第二百二十五条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「共済に係る契約」とあるのは、「共済に係る契約(農業協同組合法第十條第一項第十号(共済に関する施設)の事業を行う農業協同組合の締結した共済に係る契約その他政令で定める共済に係る契約を除く。)」とする。

5 新所得税法第二百二十五条第二項の規定は、同項に規定する支払の確定した日が施行日以後である同項第一号に規定する収益の分配及び同項第二号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものについて適用し、旧所得税法第二百二十五条第二項に規定する支払の確定した日が施行日前である同項第一号に規定する収益の分配及び同項第二号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものについては、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定(組織再編成等以外の改正規定に限る。)による改正後の法人税法(以下附則第二十九条までにおいて「新法人税法」という。)の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第二十三条までにおいて同じ。)の施行日以後に

開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の施行日以後の解散（合併による解散及び新法人税法第九十二条第二項に規定する信託特定解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の施行日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定（組織再編成等以外の改正規定を除く。）による改正後の法人税法（以下附則第二十六条までにおいて「十月新法人税法」という。）の規定は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資、現物分配（十月新法人税法第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）、株式交換若しくは株式移転が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）、若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税、各連結事業年度の連結所得に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資、事後設立（第二条の規定（組織再編成等以外の改正規定を除く。）による改正前の法人税法（以下附則第三十四条までにおいて「十月旧法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）、株式交換又は株式移転が行われた場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税、各連結事業年度の連結所得に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税並びに同日前に解散（合併による解散及び十月旧法人税法第九十二条第二項に規定する信託特定解散を除く。）が行われた場合における法人の清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（完全支配関係の定義に関する経過措置）

第十一条 施行日から平成二十二年九月三十日までの間における新法人税法の規定の適用については、新法人税法第二条第十二号の七の六中「一の者が」とあるのは、「この編、第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第六十一条の十一（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）及び第六十一条の十二（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の場合を除き、一の者が」とする。

〔連結納税の承認の申請に関する経過措置〕

第十二条 新法人税法第四条の三第一項、第六項及び第八項の規定は、同条第一項に規定する内国法人が新法人税法第四条の二の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日が平成二十二年十月一日以後である場合の同項の申請について適用し、第二条の規定（組織再編成等以外の改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下附則第二十九条までにおいて「旧法人税法」という。）第四条の三第一項に規定する内国法人が旧法人税法第四条の二の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日が同年十月一日前である場合の同項の申請については、なお従前の例による。

〔事業年度に関する経過措置〕

第十三条 十月新法人税法第十四条第二項の規定は、平成二十二年十月一日以後に同項に規定する他の内国法人が同条第一項第六号又は第七号に掲げる場合に該当することとなる場合の事業年度について適用する。

2 平成二十二年十月一日前に十月旧法人税法第十五条の二第二項に規定する他の内国法人が連結親法人との間に当該連結親法人による同条第一項第六号に規定する完全支配関係を有することとなった場合の同項に規定する最初連結事業年度については、なお従前の例による。

〔受取配当等の益金不算入に関する経過措置〕

第十四条 十月新法人税法第二十三条第三項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に同項に規定する取得をする株式又は出資に係る同項に規定する配当等の額について適用する。

〔外国子会社から受ける配当等の益金不算入に関する経過措置〕

第十五条 十月新法人税法第二十三条の二第二項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に同項に規定する取得をする株式又は出資に係る同項に規定する剰余金の配当等の額について適用する。

〔受贈益の益金不算入に関する経過措置〕

第十六条 十月新法人税法第二十五条の二の規定は、法人が平成二十二年十月一日以

後に受ける同条第一項に規定する受贈益の額について適用する。

〔特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入に関する経過措置〕

第十七条 旧法人税法第三十五条第一項に規定する特殊支配同族会社の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

〔寄附金の損金不算入に関する経過措置〕

第十八条 十月新法人税法第三十七条第二項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に支出する同項に規定する寄附金の額について適用し、法人が同日前に支出した十月旧法人税法第三十七条第二項に規定する寄附金の額については、なお従前の例による。

〔青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しに関する経過措置〕

第十九条 十月新法人税法第五十七条第八項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する内国法人の同号に規定する合併の日が平成二十二年十月一日以後の日（施行日前に開始した連結親法人事業年度（十月旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第二十九条までにおいて同じ。）の同年十月一日以後の期間内の日を除く。）である場合又は十月新法人税法第五十七条第八項に規定する内国法人（同年十月一日以後に解散するものに限る。）の残余財産の確定の日が同年十月一日以後の日である場合の同号に定める欠損金額について適用し、十月旧法人税法第五十七条第九項に規定する内国法人の同項第二号に規定する合併の日が同年十月一日前の日（施行日前に開始した連結親法人事業年度の同年十月一日以後の期間内の日を含む。）である場合の同号に定める欠損金額については、なお従前の例による。

2

十月新法人税法第五十七条第八項に規定する内国法人（平成二十二年十月一日以後に解散するものに限る。）の残余財産の確定の日が施行日前に開始した連結親法人事業年度の同年十月一日から当該連結親法人事業年度終了の日の前日までの期間内の日である場合における同項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「第八十一条の九第二項第一号に規定する特定連結子法人」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）附則第二十六条第四項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第二項第二号（連結欠損金の繰越し）に規定する連結子法人」とする。

3 法人が施行日前に開始した連結親法人事業年度の期間（施行日以後に開始する連結親法人事業年度の平成二十二年九月三十日以前の期間を含む。）内に十月旧法人税法第五十七条第十項各号に規定する場合に該当した場合の当該各号に掲げる欠損金額については、なお従前の例による。

（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越しに関する経過措置）

第二十條 十月新法人税法第五十八條第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する内国法人の同号に規定する合併の日が平成二十二年十月一日以後の日（施行日前に開始した連結親法人事業年度の同年十月一日以後の期間内の日を除く。）である場合又は同項に規定する内国法人（同年十月一日以後に解散するものに限る。）の残余財産の確定の日が同年十月一日以後の日である場合の同号に定める災害損失欠損金額について適用し、十月旧法人税法第五十八條第四項に規定する内国法人の同項第二号に規定する合併の日が同年十月一日前の日（施行日前に開始した連結親法人事業年度の同年十月一日以後の期間内の日を含む。）である場合の同号に定める災害損失欠損金額については、なお従前の例による。

2 十月新法人税法第五十八條第三項に規定する内国法人（平成二十二年十月一日以後に解散するものに限る。）の残余財産の確定の日が施行日前に開始した連結親法人事業年度の同年十月一日から当該連結親法人事業年度終了の日の前日までの期間内の日である場合における同項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「第八十一條の九第二項第一号（連結欠損金の繰越し）に規定する特定連結子法人」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）附則第二十六條第四項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二條の規定による改正前の法人税法第八十一條の九第二項第二号（連結欠損金の繰越し）に規定する連結子法人」とする。

3 法人が施行日前に開始した連結親法人事業年度の期間（施行日以後に開始する連結親法人事業年度の平成二十二年九月三十日以前の期間を含む。）内に当該法人を十月旧法人税法第五十八條第五項に規定する合併法人等とする同項に規定する適格合併等を行った場合の同項に規定する未処理災害損失欠損金額については、なお従前の例による。

（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置）